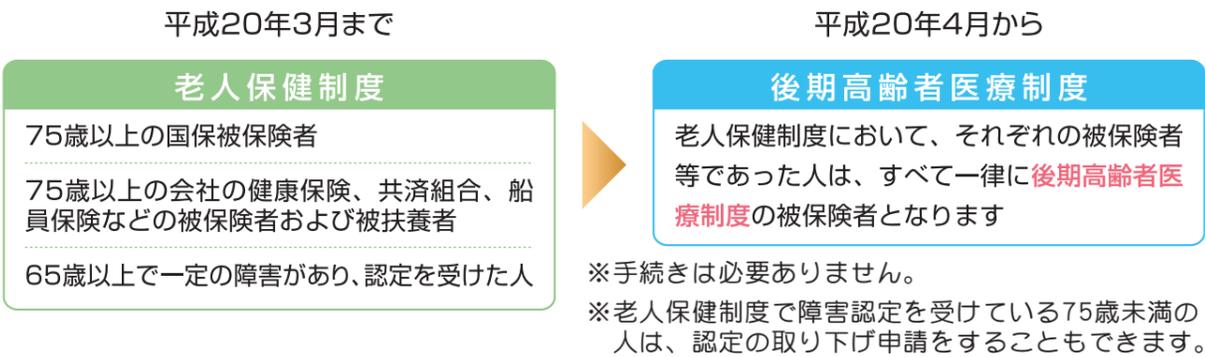


75歳以上の人などに、新しい保険証 (後期高齢者医療被保険者証)が届きます

75歳以上の人などの老人医療受給者証をお持ちの人に、新しい保険証（後期高齢者医療被保険者証）を3月下旬に市役所からお届けします。

対象者（被保険者） 75歳以上の人（および65歳以上で一定の障害があり認定を受けた人）



病院などの窓口で提示するもの ※下記に加え、健康手帳もご提示ください。



後期高齢者医療制度とは

- **75歳以上の人**（一定以上の障害のある人は65歳以上）が対象となる、老人保健制度にかわる新しい制度です。
- 平成20年4月1日から開始されます。
- 医療費の負担割合は、**現在の老人保健制度と同様に、一般の人は1割**、現役並み所得者は3割です。
- 申請や届け出などの窓口事務は市役所または総合支所で行い、制度の運営を広域連合が行います。
- 保険料の納付は、原則として年金天引きとなります。（年金額が年額18万円未満の人などを除く）
 - ★ これまで加入されていた国民健康保険や社会保険などから移行することになりますので、これらの医療保険で負担していた保険料に代わり、後期高齢者医療制度の保険料を納めます。
 - ★ 社会保険などの被扶養者としてこれまで保険料を払っていなかった人には、一定の期間において猶予・軽減措置があります。

申請や届け出は従来どおり、市役所または総合支所市民課が窓口となります。

お問い合わせ // 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL 050-3381-5040 または
長崎県後期高齢者医療広域連合 TEL 095-816-3930

平成20年4月から始まる

4月から基本健康診査が「特定健康診査」に 実施主体が南島原市から各医療保険者になります！

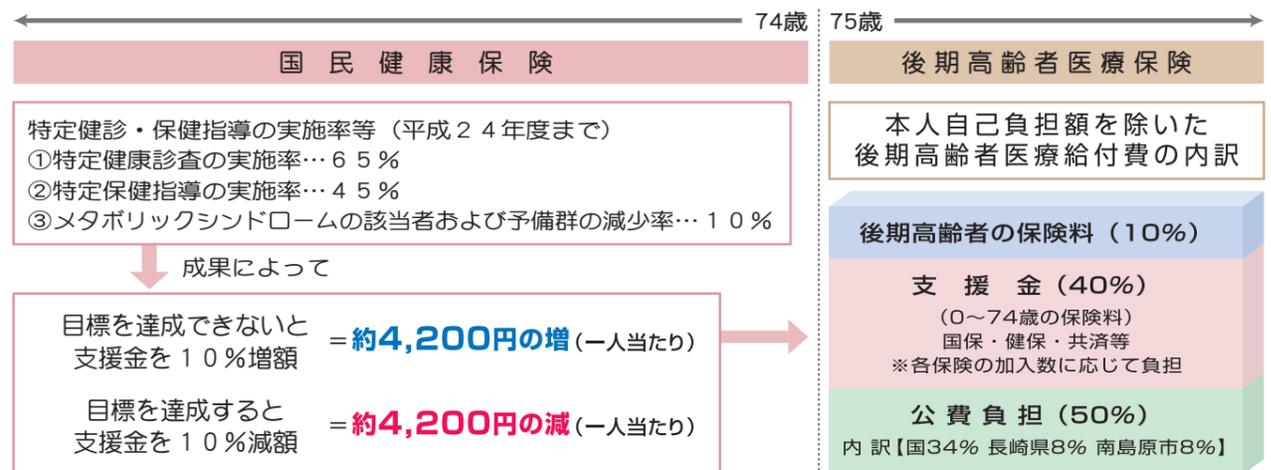
40~74歳
の人

4月から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防するための「特定健康診査」が始まります。健診の内容は従来の基本健康診査とほぼ同じですが、健診結果に応じて、生活習慣の改善を促す保健指導が新たに取り入れられています。

	健診対象者	健診内容
平成19年度	40歳以上で、会社などで健診を受診していない人	南島原市が基本健康診査を実施
平成20年度	40歳~74歳で、南島原市の国民健康保険に加入している人	南島原市の国民健康保険が特定健診を実施
	40歳~74歳で、被用者保険などに加入している人および被扶養者	それぞれが加入している被用者保険などが特定健診を実施
	75歳以上の人と65歳以上の寝たきりなどの人	南島原市が後期高齢者健康診査を実施
	65歳以上の要介護認定非該当の介護保険第1号被保険者	島原地域広域市町村圏組合介護保険課が生活機能評価を実施（特定健診、後期高齢者健康診査と同時実施）

※各種がん検診は従来どおり南島原市が実施します。

特定健診・保健指導では、国の定めた実施率等の目標を達成するか否かで、後期高齢者支援金の減算加算措置があります



お問い合わせ // 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL 050-3381-5040